

横浜市質問票

1 紙・衣類回収の資源集団回収全面移行関係

Q 1 : 紙・衣類の回収を資源集団回収に100%移行し、行政回収を廃止することとなった理由・背景を教えてください。

A 1 : 資源集団回収は地域における自主的なごみの減量・リサイクルの実践活動として啓発効果が高く、活動を通じて地域コミュニティの形成が促進されること、また行政回収に比べ、市の財政面においても負担が少ないため、100%資源集団回収に移行しました。

Q 2 : 紙・衣類の回収を全て資源集団回収にしたことによるメリットは何ですか？

A 2 : 1 A1と同じ。

Q 3 : 行政回収の開始年度と資源集団回収への全面移行が完了した年度を教えてください。

A 3 : 平成17年度から行政回収を開始し、古紙については平成26年3月、古布については同年10月に全面移行が完了しました。

Q 4 : 行政回収の回収頻度はどのようなものだったのでしょうか（月または週何回）？

A 4 : 平成17年4月から月1回実施しておりましたが、平成20年2月から月2回に変更しました。

Q 5 : 資源集団回収全面移行前に、行政回収と資源集団回収の二重回収をしていた地区はありましたか？

A 5 : 平成17年から分別品目の拡大を行った際、古紙についても行政回収を実施しました。その当時は集団回収と並行して実施しているエリアと、地域からの申し出により行政回収を行わず、集団回収のみ実施していたエリアが存在しました。

Q 6 : 資源集団回収への移行にあたり、市民にどう説明をされましたか？

A 6 : 市連会、各区区連会を通じて、各自治会・町内会へ周知するとともに、全面移行の直前となる3月に広報よこはまにおいて資源集団回収についての記事を掲載しました(別紙1)。

Q 7 : 資源集団回収に移行することで、市と市民との間でトラブルはありませんでしたか？
その他、行政回収を廃止することに伴う住民周知や業者対応等も含めて移行はスムーズに行われたのでしょうか。

A 7 : 特に大きなトラブルはありませんでしたが、町内会等の会合に行政が直接出向いて何回も説明するなど、粘り強く対応しました。

Q 8 : 回収を資源集団回収に移行したことについて、市民はどう感じていますか？

A 8 : 古紙・古布を出せる回数が増えたことで、以前より出しやすくなった、また、奨励金を町内会・自治会の費用として使うことができるといった声を聞いています。

Q 9 : 行政回収廃止に当たり、行政回収委託業者に何らかの対応を行いましたか？

A 9 : 委託による収集は行っておりませんでした。

Q 10 : 行政回収から資源集団回収への切り替えは、収集経費や施設運転経費に影響すると思いますが、市としては全体的にどの程度のコスト削減があったと推定されていますか？

A 10 : 同じベースでのコスト比較はできませんが、

①行政回収の収集運搬等のコストは1キログラム当たり約25.4円です。

※収集運搬に係るすべての経費をごみ量で除して算出しています。

②資源集団回収についての市からの支出としては、1キログラム当たり約3.3円(紙類)です。

※奨励金(登録団体分+登録業者分)と事務経費であり、その合計を回収量で除して計算しています。

2 資源集団回収関係（団体等）

Q 1： 以前から資源集団回収比率が高かったと聞いていますが、その理由を教えてください。

A 1： 町内会・自治会の加入率が高いこと（H25 現在 76.6%）などから、古くから地域活動の一環として行われていたようです。

Q 2： 資源集団回収団体として、町内会・自治会以外の団体についても登録しているようですが、取り扱いに何か違いはありますか？

また、町内会・自治会以外の資源集団回収団体にはどのような団体がありますか。

A 2： 取扱いに違いはございません。また、町内会・自治会以外にも子ども会やPTA、マンションの管理組合などの団体がございます。

Q 3： 町内会・自治会とそれ以外の団体では回収地域が被るところもあると思いますが、どのように棲み分けをされているのですか？

A 3： 複数の団体が回収を行っている地域では、回収曜日や回収場所、回収品目を分けることで棲み分けをしているそうです。

Q 4： 資源集団回収団体と市民との間でトラブルはありますか？

A 4： 大きなトラブルはございません。

Q 5： 行政が収集で使用している集積所について、集団回収の排出場所として認めていますか？ その場合、使用日の制限等行政収集と重複しないような措置は取っていますか？

A 5： ごみの集積場所を使用する場合は、回収日や置き場所をずらし、ステッカーを貼付するなど、資源集団回収に出されたものを明確に区別していただくようお願いしています。

Q 6： 集積所以外の場所に回収場所を設定している団体は、どのような場所を回収場所としていますか？

A 6： 町内会館や、学校などがあります。

Q 7： 回収日及び回収場所のリストは、広報紙やホームページ等に公表していますか？

A 7： リストが資源物の持ち去りを行う者への情報源となること、回収場所が膨大であり最新の回収状況を把握し、正確な情報をリストに反映させることが困難なことから掲載を終了しました。

Q 8 : 回収日の周知に横浜市は関与していますか？

A 8 : 回収品目・回収曜日を記載したステッカーの貼付をお願いする以外には、特に関与しておりません。

Q 9 : 新規転入者は、資源収集の情報をどのように認知するのでしょうか？ 特にアパート等は人の入れ替わりが激しく、周知が難しいと思いますが、どのように対応されていますか？

A 9 : 登録団体に対し、回収場所に回収品目・回収曜日を記載したステッカーの貼付、資源物の出し方・分け方について記載したチラシの配布など、住民への周知を徹底していただくようお願いしています。

また、資源集団回収の実施内容について本市に問い合わせがあった場合は、登録団体からの届出内容をもとに、各区の資源循環局事務所で対応しています。

Q 10 : ごみ出しが困難な高齢者や障がい者については、どのように対応されていますか？

A 10 : ごみ出しが困難な方については本市で支援を行っています。(別紙2)

Q 11 : 一部のアパート居住者や自分の意志で自治会に加入しないような人等、資源集団回収団体(自治会等)と関係を持たない、あるいは持とうとしない人は、紙・衣類をどのように排出されているのでしょうか。

A 11 : 自治会・町内会に加入していない場合でも、回収エリア内の住民は資源物を集団回収に出すことができます。自治会等の収入になるのを嫌厭し、所定の集積場所に出したくないと言われた場合は、お近くの資源回収ボックスやセンターリサイクル(各区の収集事務所)へ直接出していただくようアナウンスしています。

Q 12 : 資源に取り残しがあった場合には、団体や回収業者が対応する方法や市が対応する方法等が考えられますが、どのように取り扱っていますか？

A 12 : 資源物の取り残しについては、登録団体が契約している業者が対応しています。業者が事情により回収日中に回収することが困難な場合は、本市の資源循環局事務所が対応することも想定されます。

Q 13 : 回収場所に禁忌品や未分別の物が排出された場合、市はその処理に関与していますか？

A 13 : 関与していません。

Q14: 資源の持ち去り対策を実施されていますか? 対策を行っている場合、実施主体は資源集団回収団体と市どちらになりますか?

A14: 持ち去り禁止についての広報物の作成は、市でも作成しておりますが、町内会・自治会が独自に作成している場合もあります。
また、本市でパトロールを行っております。

Q15: 持ち去り禁止の警告用紙を作成されていますか? 作成されている場合、発注は資源集団回収団体と市どちらが行っていますか?

A15: 持ち去りの禁止を周知するための広報物は市でも作成しておりますが、町内会・自治会が独自に広報物を作成している場合もあります。
また本市で作成し登録団体に配布した資源集団回収実施場所掲示用ステッカーに持ち去り禁止について記載しています(別添)。

Q16: 資源回収奨励金の単価はどのようにして決定するのでしょうか?

A16: 登録団体の奨励金単価は一律3円、登録業者の奨励金単価は品目ごと、市況に応じて毎月決定しています(別紙3)。

Q17: 資源集団回収対象品目の市場価格が逆有償となった場合の対策を考えていますか?

A17: 古紙のうち雑誌については、逆有償となった場合、2円を上限として、0円と実施月の市況価格との差額を雑誌の奨励金単価に加えることとしています(別紙3)。

Q18: 資源集団回収団体から資源集団回収をやめたいといった話があった場合、資源回収に空白地帯が発生するおそれがありますが、どのように対応することとなっていますか?

A18: 登録団体の取消申請については、各区の資源循環局事務所で受付を行っています。その際、登録取消後の古紙・古布の回収について、本市で行うことはできないため、回収を近隣の団体に引き継いでいただくなど、住民の方が資源物を出せなくなるようなことのないよう、今後の回収について対応を決定した上での申請をお願いしています。

3 資源集団回収関係（回収業者）

- Q 1： 資源集団の回収業者と市民との間でトラブルは何かありますか？ また、トラブルが発生した場合、市は何らかの形で関与を行いますか？
- A 1： 資源物の取り残し、回収車両の運転マナー・交通事故等がございます。トラブルの状況に応じて市の方でも対応する場合がございます。
- Q 2： 資源集団回収業者の登録の審査基準等がありますか？
また、市外の業者であっても、登録は可能ですか？ 可能な場合、市内の業者からのクレーム等はありませんか？
- A 2： 回収業者の登録申請書類及び登録要件は横浜市資源集団回収要綱で定めています（別紙4）。市外の業者であっても登録は可能です。市内の業者からのクレームはございません。
- Q 3： 資源集団回収の登録回収業者等で、複数業者が集まり「NPO 法人横浜市集団回収推進部会」という団体を作られているとのことですが、こちらについては横浜市が関与し作られたのでしょうか？ また、同団体の構成員は管内の業者だけでしょうか？
- A 3： 資源集団回収を推進していくため、回収業者による横断的な連携を図るために設立したものです。
- Q 4： 久喜宮代衛生組合では回収業者に奨励金は支出しておりませんが、横浜市で回収業者に奨励金を支出する理由は何ですか？
- A 4： 古紙・古布の市況価格が下落するなどといった場合でも、安定した回収システムを維持していくため、登録業者に対して奨励金を交付することによるセーフティーネットが必要であると考えています。
- Q 5： 回収業者への奨励金については、資源ごみの市況価格の変化によって変わるのでしょうか？
- A 5： 登録業者の奨励金単価は品目ごと、市況に応じて毎月決定しています（別紙3）。
- Q 6： 資源集団回収対象品目の市場価格が逆有償となった場合、業者によっては業務を行わなくなる事も考えられますが、何らかの対策を考えておられますか？
- A 6： 2 A17と同じ。

Q 7: 資源集団回収団体と回収業者が取り交わす契約内容(契約や収集の方法など)について、市の方で必ず入れるよう指導している内容はありますか？

A 7: 契約内容について指導は行っていません。

Q 8: 資源集団回収で回収された資源の売却益については、資源集団回収団体の収入にする方法や、売却益の一部又は全てを回収業者の収入にする方法などが考えられますが、市で売却益について団体・業者に関与・指導することはありますか？

A 8: 売却益については関知しておりません。

4 資源回収ボックス関係

Q 1 : 市では資源集団回収とは別に資源回収ボックスを複数拠点に配置しているようですが、資源回収ボックスを設置した主な理由は何ですか？

A 1 : 平成 17 年度の分別品目全市拡大に伴う古紙・古布の行政回収開始時点で、古紙・古布の回収はすでに市内各地で実施されていた資源集団回収を基本としていたため、収集回数を月 1 回としました。

それに合わせて、資源集団回収未実施地域や排出時間の制約で資源集団回収に参加・協力することが困難な市民のため、個人のライフスタイルにあわせて、資源物を直接持ち込める常設の資源回収拠点として資源回収ボックスを設置したものです。

(行政回収のみの利用者からは、月 1 回の回収では足りないとの強い要望が寄せられ、平成 20 年 2 月から月 2 回に変更しましたが、平成 26 年 4 月に古紙が、11 月に古布が資源集団回収に 100% 移行して以降は、行政回収は原則として行っていません。)

Q 2 : 資源回収ボックスを設置する基準はどのようになっていますか(住民・自治会からの要望、行政の独自判断等)？

A 2 : 平成 15 年度の分別収集品目拡大モデル事業開始に伴い、100 箇所設置を目標に増設し、現在に至っています。

設置数は、区ごとに、2 箇所から 11 箇所とバラつきがあり、必ずしも人口には比例していませんので、目標達成のため、設置に向けた調整をしやすい所から設置したのではないかと考えられます。なお、設置数のピークは、平成 19 年度の 119 箇所です。

設置施設を選定した経緯は分かりませんが、行政から協力依頼をした施設と、地域からの要望があった施設が混在しているものと思われます。

設置施設の内訳は、地区センター 47、コミュニティハウス 19、スポーツセンター類 13、区役所 12、町内会館 4、地域ケアプラザ 3、図書館 2、その他 4 となっています。

Q 3 : 資源回収ボックスの回収実績はどのようになっていますか？

A 3 : 事業開始：平成 9 年 3 月(平成 15 年度に全区展開)

設置箇所：104 箇所(27 年 3 月現在)

回収品目：古紙のうち新聞、その他の紙、紙パック(段ボールは不可)及び古布

回収実績(単位：kg)

年度	古紙	古布	計
26	832,563	495,153	1,327,716
25	1,005,359	561,987	1,567,346
24	1,058,204	605,080	1,663,284
23	1,178,454	669,590	1,848,044

平成 17 年度の 3,132,400kg をピークに、回収量は年々減少しています。

Q 4 : 資源回収ボックスは、資源集団回収地域内にも設置されていますか？ 設置されている場合、該当地域の資源集団回収量と資源回収ボックスの回収量はどのように推移していますか。また、資源集団回収を行っているにもかかわらず、資源回収ボックスに排出される理由には何が考えられますか？

A 4 : 設置されていますが、資源回収ボックスの回収量は、行政区単位での把握であり、ボックスごとの量は把握しておりません。

該当地域で集団回収を実施していても、自治会・町内会に加入していない方もいらっしゃいますし、回収日や排出時間の制約で資源集団回収に参加・協力することが困難な方もいらっしゃいますので、そうした方が資源回収ボックスを利用されていると考えています。

Q 5 : 資源回収ボックスに排出された資源の回収は誰が行っていますか？ また、行政で回収している場合は、経費はどのくらいかかっていますか？

A 5 : 回収は、市職員が行っています。経費については、資源回収ボックスの回収、地域清掃ごみの収集、不法投棄対応、小型家電回収拠点からの回収など、もろもろの業務と併せて作業を行っているため、算出は困難です。

Q 6 : 資源回収ボックスが平成26年9月30日に一部廃止されていますが、廃止の理由は何でしょうか？

A 6 : 粗大ごみ等の不法投棄が多く、地域から撤去要望があったためです。

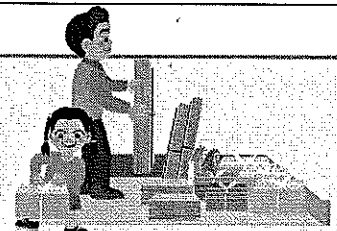
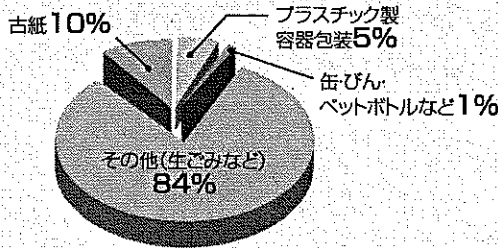
資源集団回収でめざそう、ごみの減量

資源集団回収とは、自治会・町内会やマンションの管理組合、子ども会などが回収業者と契約を結ぶ自主的な資源物の回収です。ごみの減量や資源のリサイクルに地域の力を生かせるよう、市では「ヨコハマ3R夢プラン」で、古紙の「資源集団回収による回収率100%」を目標として移行を進めてきました。その結果、4月からは、市内の家庭から回収場所に出される古紙は、全て資源集団回収により回収します。

その紙はリサイクル？燃やすごみ？

ちらしやレシート、食品の紙箱などリサイクル可能な古紙が燃やすごみに多く含まれています。正しい分別にご協力をお願いします。

市内家庭から出される燃やすごみの中身



回収日などの情報は各回収場所のステッカーで確認を！

資源集団回収実施場所	
実施団体名: 株式会社	
〒0000000 東京都千代田区千代田 1-1-1	
TEL: 03-1234-5678	
紙類	回収日: 〇月〇日
布類	回収日: 〇月〇日
アルミ缶	回収日: 〇月〇日

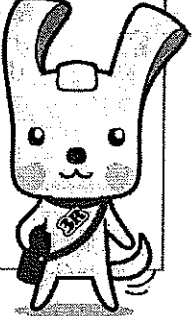
☎ 資源循環局業務課 ☎ 671-2553 ☎ 663-8199

ごみ出しの支援

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者の方などへの支援を行っています。

収集の種類	ふれあい収集 (家庭ごみの持ち出し収集)	粗大ごみの持ち出し収集	狭あい道路収集
内容	<p>対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。</p> <p>※ふれあい収集に必要な情報を確認するため、事前に対象者宅へお伺いします。</p> <p>※一定期間ごみが排出されていない場合等に、安否確認のため、インターホン等で声を掛けさせていただくことがあります。</p>	<p>対象者の敷地内、または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※受付から収集までの期間は、お時間を要する場合があります。また、収集日はご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ 	<p>道路が狭く収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。</p> <p>※集積場所を設置するために、地域の住民同士で調整をしていただく必要があります。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができないひとり暮らしの方</p> <p>なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者などで、家庭ごみを集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができない場合は、対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことが困難な65歳以上の方 ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方(粗大ごみのみ) <p>※粗大ごみの持ち出し収集では、ご家族(配偶者、及び義理を含む親・子・兄弟姉妹)が対象者と同じ区内、又は隣接区に居住している場合は対象外となる場合があります。</p>		<p>道路が狭く収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域にお住いの方</p>

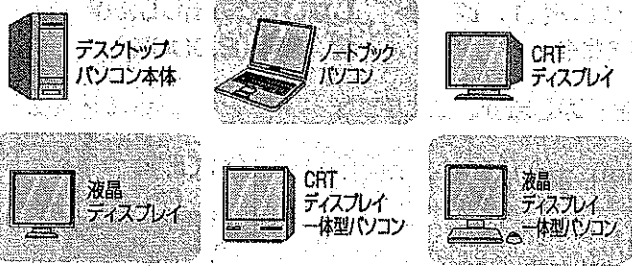
ごみ出しのことでお困りの方はまずお住まいの区の資源循環局事務所(裏表紙)へご相談ください。



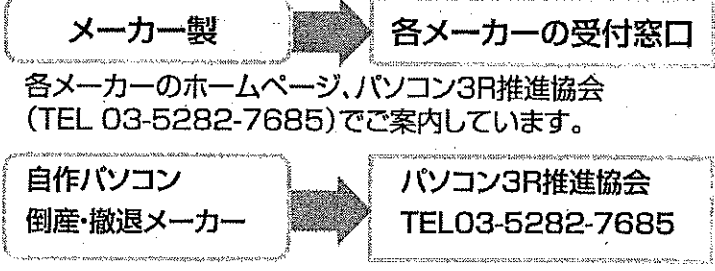
パソコンの出し方

「資源有効利用促進法」に基づき、各パソコンメーカーが回収・リサイクルを行っています。横浜市では収集しません。

◆対象となるもの



◆申し込み先



※ **PC** このマークのついていないパソコンは、回収の際にリサイクル料金がかかります。
 ※ご購入時の標準添付品のマウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなどは、パソコンと一緒にメーカーに回収を依頼してください。

プリンタ・スキャナ・キーボード等の周辺機器のみを出すと
 一番長い辺が50cm以上の場合 → 「粗大ごみ」(申込制)
 一番長い辺が50cm未満の場合 → 「燃やすごみ」

●問い合わせ 業務課分別・リサイクル推進担当 ☎671-3819 FAX 662-1225

インクカートリッジの回収

使用済みインクカートリッジの回収箱を、区役所・図書館・行政サービスコーナーなどに設置しています。

設置場所の問合せ等 業務課分別・リサイクル推進担当(TEL671-3819 FAX662-1225)又は資源循環局ホームページでご確認ください。

受付時間 各施設の開館時間中

別表 1 (第 19 条第 3 項)

	紙類	布類	金属類	びん類
奨励金単価の算出式	<p>(基準価格－現況価格) × 本市負担割合</p> <p>奨励金単価は、0.1円単位で算出する(小数第2位を切上げる。)。ただし、古紙類については0.05円単位で算出する。</p> <p>なお、古紙類のうち雑誌については実施月の市況価格が0円を下回った場合は、0円と実施月の市況価格との差額を雑誌の奨励金単価に加える。ただし、加算額は、2円を限度とし、0.1円単位とする(0円と実施月の市況価格との差額の絶対値を算出し、その値の小数第2位を切上げる。)</p>			
基準価格	7.1円 (国土交通省関東運輸局の貸切運賃料金(平成11年の公示))	9.81円×0.8×賃金上昇率+9.81円×0.2(小数点第2位未満は四捨五入)	3.28円×0.8×賃金上昇率+3.28円×0.2(小数点第2位未満は四捨五入)	6.00円×0.8×賃金上昇率+6.00円×0.2(小数点第2位未満は四捨五入)
現況価格	実施月ごとの新聞・雑誌・段ボールの市況価格(市況価格が0円を下回った場合は0円とする。)を、前年1年間の集団回収実績の品目構成割合に応じて按分した価格(価格は小数点第1位とし、第2位以下は四捨五入)	実施月ごとの市況価格を平均したものの(小数点第2位未満は四捨五入)	実施月ごとの市況価格を平均したものの(小数点第2位未満は四捨五入)	実施月ごとの市況価格を平均したものの(小数点第2位未満は四捨五入)
横浜市負担割合	5割	5割	5割	5割
賃金上昇率	適用しない	「横浜の賃金と雇用動向事情」(経済局雇用創出課)の「中小企業」の「卸売・小売業・飲食店」の賃金総額の伸び率(平成10年から奨励金交付の直近年まで)とする。	「横浜の賃金と雇用動向事情」(経済局雇用創出課)の「中小企業」の「卸売・小売業・飲食店」の賃金総額の伸び率(平成12年から奨励金交付の直近年まで)とする。	「横浜の賃金と雇用動向事情」(経済局雇用創出課)の「中小企業」の「卸売・小売業・飲食店」の賃金総額の伸び率(平成6年から奨励金交付の直近年まで)とする。

市況価格	日本経済新聞「古紙回収問屋買値東京欄」の毎月第1週の木曜日の価格（（高値＋安値）÷2）とする。	資源新報社「資源新報」の「再生原料相場」の毎月第1週の木曜日の古繊維の価格（（高値＋安値）÷2）とする。	本市の資源物売却単価（スチール缶プレス）の毎月の売却単価とする。	資源新報社「資源新報」の「再生原料相場」の毎月第1週の木曜日の硝子原料・白くずの価格（（高値＋安値）÷2）とする。
------	---	--	----------------------------------	---

横浜市資源集団回収要綱（抜粋）

（回収業者の登録申請）

第3条 前条の登録を受けようとする回収業者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 回収業者登録申請書（第1号様式）
- (2) 納税調査に関する同意書（第2号様式）
- (3) 役員等氏名一覧表（第6号様式）
- (4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書
- (5) 代表者及び役員の住民票
- (6) 登録団体と資源集団回収に関する契約を締結していることを証明する書類

（回収業者の登録要件）

第4条 回収業者の登録要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登録団体と資源集団回収に関する契約を締結していること。
- (2) 過去に、持ち去りを行ったものでないこと。また、持ち去りに関与した者が、代表者又は役員として在籍していないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (4) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）でないこと。
- (5) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
- (6) その他の団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (7) 横浜市との契約における不正行為等により登録抹消等の処分を受けていないこと。また、不正行為等に関与した者が、代表者又は役員として在籍していないこと。
- (8) 横浜市税（個人市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、事業所税、軽自動車税）を滞納していないこと。